号外第六十七号

平成二十三年七月一日

の一部を改正する規則.....

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等)

目

次

人事委員会

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する

規則......

同

(職

員

課 :

委 会

員

をここに公布する。 人事委員会規則六 八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する規則

平成二十三年七月一日

青絲県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

規則 人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を次のように改

正する。 別表第一中 社団法人青森県物産振興協会 | を 「社団法人青森県物産振興協会 一般社団法人青森県工業会 」

に

改める。

則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

青絑県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 新幹線・並行在来線調整監」「本庁理事 を「本庁理事」

ľ

- 本庁室長 (職務の級行政職給料表八級のものに限る。)」を

「本庁室長 (職務の級行政職給料表八級のものに限る。) 新幹線・並行在来線調整監

に改める。

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行